

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の検査は、監視委員会が、検査対象先（次の「2. 検査対象先」に掲げる者。）の法令の遵守状況等を検証するとともに、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、内閣総理大臣（金融庁長官）に対し検査対象先等に対する適切な措置、施策等を求めることにより、公益又は投資者等の保護を図ることを目的とするものである。

2. 検査対象先

- (1) 証券会社（証券取引法第 59 条第 1 項、第 194 条の 6 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (2) 登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 10 項、第 194 条の 6 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (3) 証券仲介業者（証券取引法第 66 条の 20、第 194 条の 6 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）
- (4) 証券業協会（証券取引法第 79 条の 14、第 194 条の 6 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項）
- (5) 投資者保護基金（証券取引法第 79 条の 77、第 194 条の 6 第 3 項）
- (6) 証券取引所（証券取引法第 151 条、第 194 条の 6 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項）
- (7) 外国証券取引所（証券取引法第 155 条の 9、第 194 条の 6 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
- (8) 証券取引所持株会社（証券取引法第 106 条の 27、第 194 条の 6 第 3 項）
- (9) 証券取引清算機関（証券取引法第 156 条の 15、第 194 条の 6 第 3 項）
- (10) 証券金融会社（証券取引法第 156 条の 34、第 194 条の 6 第 3 項）
- (11) 外国証券会社（外国証券業者に関する法律第 31 条第 1 項、第 42 条第 2 項及び第 3 項）
- (12) 許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第 31 条第 3 項、第 42 条第 2 項及び第 3 項）
- (13) 金融先物取引所（金融先物取引法第 52 条第 1 項、第 145 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (14) 金融先物取引所持株会社（金融先物取引法第 34 条の 48 第 1 項、第 145 条第 3 項）
- (15) 外国金融先物取引所（金融先物取引法第 55 条の 10 第 1 項、第 145 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）

- (16) 金融先物取引業者（金融先物取引法第 85 条第 1 項、第 145 条第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）
- (17) 金融先物取引業協会（金融先物取引法第 113 条第 1 項、第 145 条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項）
- (18) 金融先物清算機関（金融先物取引法第 131 条第 1 項、第 145 条第 3 項）
- (19) 投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第 39 条第 1 項、第 225 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (20) 受託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第 39 条第 1 項、第 225 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (21) 投資信託協会（投資信託及び投資法人に関する法律第 55 条第 1 項、第 225 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (22) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項）
- (23) 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 36 条第 1 項、第 51 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
- (24) 証券投資顧問業協会（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 46 条第 1 項、第 51 条の 2 第 3 項）
- (25) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第 150 条の 4、第 229 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (26) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第 156 条第 1 項、第 229 条第 3 項）
- (27) 特定目的信託の原委任者（資産の流動化に関する法律第 225 条第 1 項、第 229 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (28) 保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第 8 条第 1 項、第 41 条の 2 第 2 項）
- (29) 振替機関（社債等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 308 条第 2 項）
- (30) 登録機関（社債等登録法第 10 条、第 9 条第 3 項）
- (31) その他、上記(1)から(30)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により監視委員会に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

- イ. 証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第 8 条、第 13 条第 3 項及び第 4 項第 1 号）
- ロ. 登録金融機関（本人確認法第 8 条、第 13 条第 3 項及び第 4 項第 2 号）

ハ. 証券金融会社、保管振替機関又は振替機関（本人確認法第8条、第13条第3項及び第5項）

（注）（ ）書きは、検査権限及び監視委員会への委任規定である。

3. 検査官の心構え

- イ. 検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。
- ロ. 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めなければならない。
- ハ. 検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。
- ニ. 検査官は、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。
- ホ. 検査官は、検査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 関係部局との連携

検査を実施するに当たっては、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、監視委員会と財務局等（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

また、金融庁検査・監督部局（財務局等にあつては理財部又は財務部。）との連携を図るものとする。

5. 自主規制機関との情報交換等

- イ. 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。
- ロ. 自主規制機関による調査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

II 検査実施の手続等

1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

監視委員会は、毎検査事務年度の当初に検査基本方針及び検査基本計画を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、次の事項に留意し、策定した検査基本方針及び検査基本計画を公表するものとする。

- イ. 証券市場をめぐる環境の変化等への的確な対応
- ロ. 検査要員、日程、予算等についての十分な配慮

2. 検査の方式

検査は、次の方式によるものとする。

(1) 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、前回検査の結果、検査対象先に関する情報及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

(2) 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

3. 検査予告

監視委員会及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

4. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、検査着手日の前日とする。

5. 検査実施の留意事項

(1) 検査証票等の提示

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(2) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

(4) 検査マニュアルの取扱い

検査官は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関、投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者の検査においては、検査マニュアルを参考として行うものとする。

ただし、検査マニュアルは、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、各項目を機械的、画一的に検査することのないよう留意するものとする。

(5) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(6) 事実及び経緯の記録

検査官は、帳簿その他の証票類を実際に調査検討することにより問題点を的確

に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとする。

なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になった時は、直ちに証券検査官室長（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

6. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があつた場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則としてコンプライアンス部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するも

のとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取扱いに十分注意するとともに、原則として、検査終了時まで返却するものとする。

7. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、監視委員会及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2通りの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、監視委員会においては総務検査課長又は証券検査官室長、財務局等においては証券取引等監視官（必要に応じ証券検査官室長）とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、監視委員会の検査においては証券検査官室長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査官室長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

検査着手日から検査結果通知書交付日までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

8. 講評等

① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。

② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。

イ. 検査で認められた事実のうち、法令違反や内部管理等の業務運営上の問題又は経営管理上の問題（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。

ロ. 上記イ. のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

③ 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

④ 講評の際の出席者

イ. 当局

原則として、主任検査官のほか検査官1名以上とする。

ロ. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

⑤ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

9. 意見申出制度

意見申出制度は、監視委員会及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続きの透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査着手日及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 検査官と検査対象先との間に意見相違が明らかになった事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、監視委員会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げの場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、監視委員会事務局（証券検査官室以外の課室）が作成した審理結果（案）に基づいて委員会において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

10. 検査結果の通知

検査の結果については、監視委員会委員長名（財務局等にあつては局長名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

11. 検査結果等の公表

（1） 検査結果の公表

監視委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、監視委員会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

イ. 勧告に至った事案について、検査結果通知後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

ロ. 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

ハ. 監視委員会が行った検査事務の処理状況について、1か年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

（2） 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、検査着手から検査終了までの間、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。